

# 国家戦略特別区域 区域計画 (案)

## 目次

1. 東京圏	1
2. 福岡市・北九州市	4
3. 沖縄県	5
4. 仙台市	6
5. 広島県・今治市	7

## 東京圏 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (2) 名称：国家戦略都市計画建築物等整備事業

内容：都市計画の決定又は変更に係る都市計画法の特例

(国家戦略特別区域法第21条に規定する国家戦略都市計画建築物等整備事業)

#### ①～⑲ 略

⑳ 株式会社安田造船所が、二町谷地区において、国際的な経済活動拠点として、外国人観光客等を対象とした観光施設、宿泊施設、住宅等を整備するため、以下に掲げる都市計画を別紙81のとおり変更する。【令和3年度着工予定】

<市が定める都市計画に係るもの>

・二町谷地区地区計画 別紙81

#### (21) 名称：課税の特例措置活用事業

内容：設備投資に係る課税の特例

(国家戦略特別区域法第27条の2に規定する課税の特例措置活用事業)

#### ①～③ 略

#### ④ 複合MICE施設整備事業

ア) 活用しようとする課税の特例措置

i) 特別償却・投資税額控除

イ) 課税の特例措置の対象としようとする事業の内容

a) 当該事業の概要

産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を目的に、世界からヒト、モノ、カネを集積できることから経済への波及効果が高い大規模な国際会議等のMICEを誘致するために国内最大規模の複合MICE施設を整備する。

b) 当該事業が行われる区域 東京都江東区有明北3-1

c) 当該事業の実施期間

平成29年10月着工、令和2年3月竣工

d) 当該事業により取得等される設備等の概要

国際会議等の開催やアフターコンベンションを行うことができる複合MICE施設

ウ) 該当する国家戦略特別区域法施行規則の条項 第1条第1号ロ(2)

エ) 特区の目標を達成するための位置付け及び必要性

本事業による複合MICE施設の整備・運営及びサービス提供は、競争が激化する世界のMICE市場における誘致に関する国際競争力を強化し、MICE開催による経済波及効果や新ビジネスの創出に繋がることから、世界で一番ビジネスのしやすい環境づくりの一翼を担い、国際ビジネス分野における我が国の国際競争力の強化に寄与する取組みと位置づけられ、東京圏における特区の目標に相当程度寄与する。

オ) 事業の実施主体 住友不動産株式会社（東京都新宿区）

(24) 名称：国家戦略特別区域障害者雇用創出事業

内容：障害者の雇用の促進等に関する法律の特例

（国家戦略特別区域法第20条の4に規定する国家戦略特別区域障害者雇用創出事業）

以下に掲げる有限責任事業組合について、障害者雇用促進法第45条の3第2項に規定する事業協同組合等とみなし、事業協同組合等とその組合員とで実雇用率の通算を可能とする、障害者雇用に係る雇用率算定の特例制度の対象とすることで、中小企業による障害者雇用の促進を図る。【直ちに実施】

① ウィズダイバーシティ有限責任事業組合（東京都渋谷区）

(25) 名称：国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業

内容：テレビ電話を活用した薬剤師による服薬指導の対面原則の特例

（国家戦略特別区域法第20条の5に規定する国家戦略特別区域処方箋薬剤遠隔指導事業）

国家戦略特別区域法第20条の5第1項に規定する登録を受けた薬局開設者が、千葉市全域（同法第20条の5第2項に規定する特定区域）において、薬剤師に遠隔診療で交付された処方箋に基づき、テレビ電話装置等を用いて、薬剤師による遠隔指導等を行わせる事業であって、同条第1項第1号から第3号までに掲げる要件のいずれにも該当する事業（処方箋薬剤遠隔指導事業）を行う。

【令和元年度中に実施】

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(9) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「I・TOP横浜実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるA I・I o T、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、横浜市内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「I・T O P横浜実証ワンストップセンター」（以下「センターという。」）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

- i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び横浜市
- ii) 設置場所：横浜市役所（横浜市中区港町1丁目1番地）
- iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。
- iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。
  - ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
  - ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
  - ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
  - ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
  - ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
  - ・その他、実証実験の実施に必要な支援

## 福岡市・北九州市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(国家戦略特別区域法第17条に規定する国家戦略道路占用事業)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各地域団体等が、それぞれの公道を活用した賑わい創出のためのイベント等を開催し、MICEの魅力向上及び更なる誘致促進を図る。

本事業に係る施設等の種類は、別紙1～11に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第5号のイ～ハ、別紙12～18に定める区域においては国家戦略特別区域法施行令第24条第2号、第3号及び第5号のイ～ハの施設等とし、当該施設等を設ける道路の区域及び各地域団体等は以下の①～⑱及び別紙のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動、自転車マナーの啓発(駐輪施設の周知、自転車の安全利用等)や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

①～⑱ 略

⑱ 株式会社博多大丸

・天神1577号線(パサージュ広場：別紙2)

## 沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### （4）名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

#### ① 略

#### ②株式会社美らイチゴ（沖縄県南城市）

設置場所：沖縄県南城市内【令和2年度より実施】

### 4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

#### （1）事項：近未来技術の実証実験を促進するための「沖縄県近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術であるAI・IoT、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、沖縄県内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「沖縄県近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）」を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和元年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び沖縄県

ii) 設置場所：沖縄県庁（沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 事業内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
- ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
- ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
- ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
- ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付
- ・その他、実証実験の実施に必要な支援

## 仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### (9) 名称：国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業

内容：創業者の人材確保の支援に係る国家公務員退職手当法の特例

（国家戦略特別区域法第19条の2に規定する国家戦略特別区域創業者人材確保支援事業）

区域内において、以下に掲げる創業者（設立の日以後5年を経過していないもの）が行う事業の実施に必要な人材であって、国家公務員としての経験を有するものの確保を支援する。【直ちに実施】

#### ① 略

#### ② 株式会社アキウツーリズムファクトリー（仙台市太白区、平成29年4月27日設立）

## 広島県・今治市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

### 2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

#### （7）名称：国家戦略特別区域高度人材外国人受入促進事業

内容：特別加算の規定の適用に係る高度専門職省令の特例

（国家戦略特別区域法第26条に規定する政令等規制事業）

広島県が認定した以下に掲げる企業で就労する外国人を、高度外国人材に対するポイント制による出入国管理上の優遇措置を講ずる制度の特別加算の対象とし、十点を加算する。【令和元年12月より実施予定】

（対象）

広島県内投資促進助成要綱に定める事業のうち、以下に掲げるいずれかの事業を利用している企業

- ① 先端・成長産業集積助成事業
- ② 先端・成長研究開発集積助成事業
- ③ 企業人材転入助成事業
- ④ 研究開発機能拠点化助成事業